

# 法令は民の命なり

——『商君書』定分篇の罪刑法定主義——

佐 立 治 人

## 目 次

- 一 『商君書』定分篇の文章の作成時期
- 二 『商君書』定分篇訳注
- 三 偽作の真偽

### 一 『商君書』定分篇の文章の作成時期

前稿「旧中国の罪刑法定主義の存在について」（本誌前号掲載）に書いたように、『商君書』の定分篇の中に、法律をあらかじめ作って公開し、人民が法律を盾に取って官吏の横暴から身を守ることができるようになる、という思想が表明されている。それでは、このような思想を含んでいる『商君書』定分篇の文章は、いつ頃作られたのであろうか。

容肇祖「商君書考証」（『燕京学報』第二十一期掲載、民国二十六年）第三節は、定分篇は「天下の正と為す」「天

法令は民の命なり

子に奏す」「天子の殿中」等、「天子」「天下」の語を用いて自説を述べているから、定分篇は秦が天下を統一した後  
に作られたことが知られ、また、定分篇の中に「諸侯郡県」「郡県諸侯」の語が出てくるから、定分篇が作られたの  
は、天下が三十六郡に分けられ、諸侯が置かれていなかった統一秦の時代ではなく、諸侯王国と郡県とが並存してい  
た前漢初期であり、定分篇は漢初の人が商鞅にかこつけて作成したものである、と考察している。

諸侯王国と郡県とが並存していたのは前後漢代を通じてであって、前漢初期には限らない。「商君書考証」(同上)  
第二節に拠れば、『史記』の「商君列伝」が、現在伝わっている『商君書』の更法篇の文章と同じ文章を使用してい  
る。もし、現存する『商君書』の諸篇の文章が出揃ったのが『史記』が書かれた時期よりも前であったとすれば、定  
分篇の文章が作られたのは前漢の初期から武帝期までの間であることになる。

このことを前提として、次節で『商君書』定分篇の全文を翻訳し、語句について多少の説明を加える。

## 二 『商君書』定分篇訳注

本訳注の底本には四部叢刊初編所収『商子』(明天一閣本の影印本)を用いた。本文を校訂するために、『群書治  
要』(統修四庫全書所収) 卷三十六、『長短経』(四庫全書所収) 卷二・卷三、『太平御覧』(中華書局影印宋本) 卷六  
三八、『大事記解題』(四庫全書所収) 卷三、『七国攷』(四庫全書所収) 卷十二のそれぞれに引用されている定分篇の  
文章と照合した。また、四庫全書本『商子』、叢書集成初編所収指海本『商子』、程榮編『漢魏叢書』所収『商子』そ  
れぞれの定分篇と照合した。

校訂及び訳注に当たっては、嚴万里校正『商君書』(国学基本叢書所収)、朱師轍『商君書解詁定本』(鼎文書局、

民国六十八年)、蒋礼鸿『商君書錐指』(中華書局、一九八六年)、高亨『商君書注詁』(中華書局、一九七四年)、賀凌虛『商君書今註今詁』(台灣商務印書館、民国七十六年)、鄭良樹『商鞅及其学派』(上海古籍出版社、一九八九年)、貝遠辰『新詁商君書』(三民書局、民国八十五年)、芥川丹丘訓詁『商子全書』(明和三年(一七六六)刊)、小柳司氣太詁註「国詁商子」(『国詁漢文大成』經子史部第九卷所収、昭和九年)、清水潔『商子』(明德出版社、昭和四十五年)、好並隆司『商君書研究』(溪水社、平成四年)を参考にした。

全体を四段に分け、原文と訓詁文と和詁とを掲げ、説明を加える。

## 第一段

### 【原文】

公問於公孫鞅曰、法令以當時立之者。明且、欲使天下之吏民、皆明知、而用之如一而無私。奈何。公孫鞅曰、為法令、置官置吏、樸足以知法令之謂者、以為天下正、則奏天子。天子各則主法令之。則主法令之「吏」字を補う。皆降受命發官。各主法令之民「民」を「吏」に改める。敢忘行主「主」字を削る。法令之所謂之各「之各」二字を削る。各以其所志「志」を「忘」に改める。之法令名罪之。主法令之吏、有遷徙物故之「之」字を削る。輒使(『大事記解題』所引に従って「吏民」二字を補う。学詁法令所謂、為之程式、使日数而知法令之所謂。千「千」を「于」に改める。中程、為法令以罪(『大事記解題』所引に従って「法令以罪」四字を削る。之。有敢剽定法令、損益一字以上、罪死不赦。諸官吏及民、有問法令之所謂也、於主法令之吏、皆各以其故所欲問之法令、明告之。各為尺六寸之符、明書年月日時、所問法令之名、以告吏民。主法令之吏、不告、及之罪而

法令は民の命なり

〔之罪而〕三字を『七国攷』所引に従つて「告而非」三字に改める。法令之所謂也、皆以吏民之所問法令之罪、各罪主法令之吏。即以左券予吏之間法令者。主法令之吏、謹藏其右券木柙、以室藏之、封以法令之長印。即後有物故、以券書從事。

【訓読】

公、公孫鞅に問いて曰く、法令は以て時に当たりて之れを立つる者なり。明旦、天下の吏民をして皆、明らかに知らしめて、之れを用いること一の如くして私無からしめんと欲す。奈何にせん。と。

公孫鞅曰く、法令の爲めに官を置き吏を置き、樸にして以て法令の謂を知るに足る者を、以て天下の正と爲し、則ち天子に奏す。天子は各々をして則ち法令を之れに主らしむ。則ち法令を主るの吏、皆降りて命を受け、官に発す。各々法令を主るの吏、敢て法令の謂うところを行つてを忘れれば、各々其の忘るるところの法令の名を以て之れを罪す。法令を主るの吏、遷徙・物故する有らば、輒ち吏民をして法令の謂うところを学読せしめ、之れが程式を爲り、日数もて法令の謂うところを知らしむ。程に中たるにおいて、之れと爲す。敢て法令を剋定し、一字以上を損益する有らば、罪は死たりて赦さず。

諸官吏及び民、法令の謂うところを問う有るや、法令を主るの吏に於て、皆各々其の故問わんと欲するところの法令を以て、明らかに之れに告ぐ。各々尺六寸の符を爲り、明らかに年月日時、問うところの法令の名を書し、以て吏民に告ぐ。法令を主るの吏、告げず、及び告ぐるも法令の謂うところに非ざるや、皆、吏民の問うところの法令の罪を以て、各々法令を主るの吏を罪す。即ち左券を以て吏の法令を問う者に予う。法令を主るの吏、謹んで其の右券を木柙に藏し、室を以て之れを藏し、封ずるに法令の長の印を以てす。即し後に物故有らば、券書を以て従

事す。

【和訳】

秦の孝公が公孫鞅に質問した。「法令は、その時々状況に応じて立てるものです。明日の朝、天下の吏民すべてに法令をはつきりと知らせて、画一的に私心無く行用させたいのです。それにはどうすればよいでしょうか。」

公孫鞅が答えた。「法令のために官職を設け、官吏を置きます。まじめで十分に法令の意味を理解している者を「天下の正」として天子に奏します。天子はそれぞれに命じて法令を主らせませす。法令を主る官吏は皆、命令を拝受して官職に就きます。法令を主る各官吏が、法令の内容を施行するのをうっかり忘れたならば、それぞれ、その官吏が忘れたところの法令の条文に従ってその官吏を罰します。法令を主る官吏が転任したり死亡したりすれば、吏民の希望者に法令の内容を学び読ませ、学習計画表を作り、日数を区切って法令の意味を理解させ、学習計画表通りに法令の意味を理解した者を後任とします。敢て法令に手を加えて、一字以上を増損する者がいれば、死罪とし赦しません。」

諸官吏及び民が法令の意味を質問したときはすべて、法令を主る官吏は、それぞれ質問者がもと質問したかった法令の意味を明確に教えます。それぞれ一尺六寸の割符を作り、質問を受けた年月日時、質問された法令の条文を明記して、吏民に法令の意味を教えます。法令を主る官吏が法令の意味を教えず、及び教えなければ法令の正しい意味ではなかったならば、すべて、吏民が質問した法令が定める罪で、それぞれ、法令を主る官吏を罰します。割符の左券を法令を質問する吏に与え、法令を主る官吏は謹んでその右券を木箱におさめ、室内に保管し、法令を主る長官の印で封をします。もし後でトラブルがあれば、割符の記録に拠って処理します。

法令は民の命なり

「樸にして以て法令の謂を知るに足る者を、以て天下の正と為す。」とあるが、「天下正(天下の正)」の語は、『呂氏春秋』孟夏紀、尊師、同書審分覽、君守、『老子』第四十五章、『淮南子』説山訓に出てくる。ここでの「天下正」は法律解釈の最高權威という意味であろう。

「法令を主るの吏、遷徙・物故する有らば」とあるが、「遷徙物故」は、敦煌馬圈湾の漢代烽燧遺址から出土した六九六番の簡牘に「長吏遷徙物故」の文が見える(甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』下、中華書局、一九九一年)。

「各々尺六寸の符を為る。」とある。秦漢時代の一尺は二十三センチであるから、一尺六寸は約三十七センチである。『説文解字』に「符。信なり。漢制、竹の長さ六寸(約十四センチ)なるを以て、分かちて相い合す。」「史記』秦始皇本紀、二十六年条に「数は六を以て紀と為し、符・法冠、皆六寸。」と記されている。

## 第二段

### 【原文】

法令皆副。置一副天子之殿中。為法令為禁室、有錠鑰為禁而以封之。内蔵法令一副禁室中、封以禁印。有擅発禁室印、及入禁室、視禁法令、及禁(「禁」字を『七国攷』所引に従って削る。)劓一字以上、罪皆死不赦。一歳受法令(以下三字分空白)。

天子置三法官。殿中置一法官、御史置一法官及吏、丞相置一法官。諸侯郡県、皆各為置一法官及吏。皆此(「此」を孫詒讓『札遼』に従って「比」に改める。)秦一法官。郡県諸侯、一受宝来之法令、学問并(「并」を小柳説に

従つて「其」に改める。）所謂。吏民知法令者、皆問法官。故天下之吏民、無不知法者。吏明知民知法令也。故吏不能敢以非理法遇民。民不敢犯法。以有法官也。遇民不修（「修」を孫詒讓『札遂』に従つて「循」に改める。）法、則問法官。法官即以法之罪告之。民即以法官之言正告之吏、公知其如此。故吏不敢以非法遇民。民又不敢犯法。如此、天下之吏（以下一字分空白。「民」字を補う。）、雖有賢良辯慧、不能開一言以枉法。雖有千金、不能以用一銖。故智詐賢能者、皆作而為善、皆務自治奉公。曰（「曰」を嚴校本に従つて「民」に改める。）愚則易治也。此所生於法明白易知而必行。法令者民之命也。為治之本也。所以備民也。（『群書治要』『太平御覽』所引に従つて「智者不得過、愚者不得不及。」十一字を補う。）

#### 【訓読】

法令は皆、副あり。一副を天子の殿中に置く。法令の爲めに禁室を爲り、錠鑰有り、禁を爲して以て之れを封ず。法令一副を禁室中に内蔵し、封ずるに禁印を以てす。擅まに禁室の印を發し、及び禁室に入り禁法令を視、及び一字以上を剝る有らば、罪は皆、死たりて赦さず。一歳ごとに法令を受く。

天子に三法官を置く。殿中に一法官を置き、御史に一法官及び吏を置き、丞相に一法官を置く。諸侯・郡県に皆、各々爲めに一法官及び吏を置き、皆、秦の一法官に比す。郡県・諸侯、一たび宝來の法令を受くれば、其の謂うところを學問す。吏民の、法令を知らんとする者は皆、法官に問う。故に天下の吏民、法を知らざる者無し。吏、明らかに民、法令を知るを知るなり。故に吏、敢えて非理法を以て民を遇する能わず。民、敢えて法を犯さず。法官有るを以てなり。民を遇するに法に循わざれば、則ち法官に問う。法官即ち法の罪を以て之れに告ぐ。民即ち法官の言を以て正しく之れを吏に告げ、其の此くの如きを公知せしむ。故に吏、敢えて非法を以て民を遇せず。民又た

敢えて法を犯さず。此くの如くせば、天下の吏民、賢良辯慧有りと雖も、一言を開き以て法を枉ぐる能わず。千金有りと雖も、以て一銖を用いる能わず。故に智詐賢能なる者、皆作ちて善を為し、皆務めて自ら治めて公に奉ず。民、愚なれば則ち治め易きなり。此れ、法の明白にして知り易くして必ず行わるるより生ずるところ。法令は民の命なり。治を為すの本なり。民に備うる所以なり。智者過ぐるを得ず、愚者及ばざるを得ず。

【和訳】

法令はすべて二本作ります。一本を天子の御殿の中に置きます。法令のために禁室を造り、銅鉄の鍵で閉じて封じます。法令の一本を禁室中に収蔵し、禁印で封じます。勝手に禁室の封印を開いた者、及び禁室に入って収蔵されている法令を見た者、及び法令の一字以上を改竄した者がいれば、皆、死罪とし赦しません。(吏民は?) 一年ごとに法令を受けます。

天子の下に三法官を置きます。御殿の中に一法官を置き、御史の下に一法官及び吏を置き、丞相の下に一法官を置きます。諸侯国・郡県に皆それぞれに一法官及び吏を置きます。諸侯・郡県の法官はすべて秦の朝廷の法官と同格とします。郡県・諸侯の法官は、一たび宝来(意味不明)の法令を受け取ると、その意味を研究します。法令の内容を知ろうとする吏民は皆、法官に質問します。故に天下の吏民で法律を知らない者はいません。吏は、民が法令の内容を知っているということを明らかに知ります。故に吏は敢て非理非法に民を扱おうことができません。民は敢て法律に違反しようとはしません。法官が存在するからです。吏が民に対して法律に従わない扱いをすれば、民は法官に質問します。法官はただちに法律が定める罪を民に教えます。民はさっそく法官の言葉を正しく吏に伝えて、法律の規定がこのようなであることを知らせます。故に吏は敢て非法に民を扱おうとはしません。民も敢て法律



に違反しようとはしません。このようにすれば、天下の吏民は、どんなに賢く弁が立つ人であっても、一言を發して法を枉げることができません。千金の財産を持っていても、一錢たりとも（わいろとして）使うことができません。故にずる賢い者は皆、ふるって善い行いをするようになり、皆、務めて身を修めて国家に奉仕するようになります。ましてや民が愚直であれば治めやすいのです。これは法律の規定が明白でわかりやすく、必ず実行されることから生じる結果です。法令は民の命です。政治の根本です。民を守る手段です。智慧がある者も法律の規定を超えることができませんし、愚鈍な者も法律の規定に及ばないわけにはいきません。

ここに、法律をあらかじめ制定して、人民がいつでもその内容を知ることができる手立てを設けて、それによって人民が官吏の横暴な法律違反の扱いから身を守ることができるようになる、という思想が表明されている。しかも、「吏民の間うところの法令の罪を以て、各々法令を主るの吏を罪す。」「法官即ち法の罪を以て之れに告ぐ。」と記されているように、法律には犯罪とそれに対する刑罰が定められていることになっているから、ここにはまさしく罪刑法定主義が表明されているのである。

第一段の「有敢剋定法令、損益一字以上、罪死不赦。」の文と、第二段の「剋一字以上、罪皆死不赦。」の文とが重複しており、第一段の「主法令之吏」が第二段では「法官」と表記されているから、第一段の文章と第二段の文章とは、もとはそれぞれ異なるテキストであったのであろう。

「雖有賢良辯慧、不能開一言以枉法。雖有千金、不能以用一銖。」とあるが、『尉繚子』將理第九の「雖有堯舜之智、不能闕一言。雖有万金、不能以一銖。」という文と似ている。

「所以備民也」の「備民」を「民を守る」と訳したのは、朱師轍説に従った。

第三段

【原文】

為治而去法令（この六字を『群書治要』『太平御覽』所引に従って「名分不定而欲天下之治、是」十一字に改める。）、猶欲無饑而去食也。欲無寒而去衣也。欲東（「欲東」二字を『太平御覽』所引に従って「欲至東而」四字に改める。）西行也。其不幾亦明矣。一兔走、百人逐之。非以兔（『群書治要』『長短經』所引に従って「為可分以為百、由名分之未定」十二字を補う。）也。夫堯（『群書治要』『長短經』『太平御覽』所引に従って「兔」字を補う。）者滿市、而盜不敢取、由名分已定也。故名分未定、堯舜禹湯且皆如物（「物」を『群書治要』『長短經』所引に従って「務」に改める。）而逐之。名分已定、貧盜不取。今法令不明、其名不定、天下之人得議之。其議人異而無定。人主為法於上、下民議之於下。是法令不定、以下為正也。此所謂名分之不定也。夫名分不定、堯舜猶將皆折而姦之。而況衆人乎。此令姦惡大起、人主奪威勢之國、滅社稷之道也。今先聖人為書、而傳之後世。必師受之。乃知所謂之名。不師受之、而人以其心意議之、至死不能知其名與其意。故聖人必為法令、置官也、置吏也、為天下師。所以定名分也。名分定、則大詐貞信、民皆（「民皆」二字を『群書治要』『長短經』所引に従って「巨盜」に改める。）愿慤、而各自治也。故夫名分定、勢治之道也。名分不定、勢乱之道也。故勢治者不可乱。世（「世」字を『群書治要』『長短經』所引に従って「勢」に改める。）乱而（『群書治要』『長短經』所引に従って「欲」字を補う。）治之、愈乱。勢治而治之、則治。

故聖王治治不治乱。

【訓読】

名分、定まらずして、天下の治まらんことを欲するは、是れ猶お饑無からんと欲して食を去るがごときなり。寒無からんと欲して衣を去るがごときなり。東に至らんと欲して西に行くがごときなり。其の幾ちかからざること亦た明らかなり。一兎走り、百人之れを逐う。兎を以て分かちて以て百と為す可しと為すに非ず。名分の未だ定まらざるに由るなり。夫れ兎を売る者市に満ち、しかも盜敢えて取らざるは、名分已に定まるに由るなり。故に名分未だ定まらざれば、堯舜禹湯すら且つ皆務むるが如くして之れを逐う。名分已に定まれば、貧盜すら取らず。今、法令明らかならず、其の名、定まらず。天下の人、之れを議するを得。其の議、人ごとに異なりて定まり無し。人主、法を上つに為り、下民、之れを下に議す。是れ法令定まらず、下を以て正と為すなり。此れいわゆる名分の定まらざるなり。夫れ名分定まらざれば、堯舜すら猶お將に皆、折して之れを姦せんとす。而るを況んや衆人をや。此れ姦惡をして大いに起おこらしめ、人主、威勢を奪うばわるるの国にして、社稷を滅ぼすの道なり。今、先聖人、書を為りて之れを後世に伝つう。必ず之れを師受す。乃ち謂うところの名を知る。之れを師受せずして人ごとに其の心意を以て之れを議せば、死に至るも其の名と其の意とを知る能わず。故に聖人は必ず法令の為めに官を置くなり。吏を置くなり。天下の師と為す。名分を定むる所以なり。名分定まれば則ち大詐、貞信となり、巨盜、愿ねが慤ことなりて、各々自ら治むるなり。故に夫れ名分定まるは勢治の道なり。名分定まらざるは勢乱の道なり。故に勢、治まる者は乱す可からず。勢、乱るる者は治む可からず。夫れ勢乱れて之れを治めんと欲すれば愈いよよ乱る。勢治まりて之れを治むれば則ち治まる。故に聖王は治を治めて乱を治めず。

【和訳】

名分が定まらないのに天下が治まることを望むのは、飢えないことを望んで食べ物を捨てるようなものです。寒くないことを望んで衣服を捨てるようなものです。東に至ろうとして西に行くようなものです。目的を達成できないことは明らかです。一匹の兎が逃げるのを百人が追うのは、兎を分けて百にすることができると思うからではありません。名分がまだ定まっていないからです。一方、兎を売る者が市場にたくさんいるのに、どろぼうが盗もうとしないのは、名分がすでに定まっているからです。故に名分がまだ定まっていなければ、堯帝や舜帝や禹王や湯王でさえ皆、まるで務めであるかのように兎を追いかけます。名分がすでに定まっていれば、貧乏などろぼうでさえ盗みません。現在は法令の規定が明確ではなく、天下の人々が法令の条文を解釈することができ、その解釈が人ごとに異なっており一定していません。上で君主が法律を制定し、下で人民が法律を解釈します。これは、法令が明確ではなく、下民が法律解釈の権威になる、ということなのです。これが、いわゆる、名分が定まらない、ということなのです。そもそも名分が定まらなければ、堯帝や舜帝でさえも皆、節を折って悪事を行おうとします。ましてや普通の人間であればなおさらです。名分が定まらない状態は、姦悪を大いに生じさせ、君主が権力を奪われる国であり、社稷を滅ぼす道です。さて、古の聖人が書物を著して後世に伝えました。必ず師について読み方を学びますと、書いてある文章が理解できます。師について読み方を学ばないで、それぞれの人が自分の考えで解釈しますと、死に至るまで、その文章と意味とを理解することができません。故に聖人は必ず法令のために官職を設け、官吏を置き、天下の師とします。名分を定める方法です。名分が定まれば、大嘘つきも正直な人間となり、大どろぼうも誠実な人間となり、それぞれが身を修めるようになります。故にそもそも名分が定まるのは、勢が治まる道です。名

分が定まらないのは、勢が乱れる道です。故に勢が治まっている時は乱すことができません。勢が乱れている時は治めることができません。そもそも勢が乱れている時にこれを治めようとすれば、ますます乱れます。勢が治まっている時にこれを治めれば、治まります。故に聖王は治を治めて乱を治めません。

ここでは、天下が治まるためには名分を定めることが必要であり、名分を定めるといふことは、法律の規定を明確にして、法律専門の官吏を置いて「天下の師」という地位を与えて、人民に法律の規定を教えさせ、人民が、師から教わることなく思いつきで法律を解釈することを許さない、ということである、と述べられている。「定分」という篇名にふさわしい文章がこの第三段に至ってようやく現れる。

「一兎走、百人逐之。非以兔為可分以為百。由名分之未定也。夫売兔者満市、而盜不敢取。由名分已定也。故名分未定、堯舜禹湯且皆如務而逐之。名分已定、貧盜不取。」とあるが、『呂氏春秋』審分覽、慎勢に「慎子曰、今一兎走、百人逐之。非一兎足為百人分也。由未定。由未定、堯且屈力、而況衆人乎。積兎満市、行者不顧。非不欲兎也。分已定矣。分已定、人雖鄙、不爭。故治天下及国、在乎定分而已矣。」という文が見られる。

「聖人必ず法令のために官を置き、吏を置き、天下の師と為す。」と述べられているが、『韓非子』五蠹に「明主の国は書簡の文無く、法を以て教えと為す。先王の語無く、吏を以て師と為す。」という文が見られる。また、「勢治者不可乱、勢乱者不可治。」とあるが、これは『韓非子』難勢の「勢治者則不可乱、而勢乱者則不可治也。」という文と同じである。「聖王治治不治乱。」とあるが、『荀子』不苟篇の「君子治治非治乱也。」という文に似ている。

第四段

【原文】

夫微妙意志之言、上智之所難也。夫不待法令繩墨而無不正者、千万之一也。故聖人以千万治天下。故夫智者而後能知之、不可以為法。民不尽知。賢者而後知之、不可以為法。民不尽賢。故聖人為〔『群書治要』〕『長短經』所引に従つて「民作」二字を補う。法、必使之明白易知。名正、愚知徧能知之。為置法官、置主法之吏、以為天下師、令万民無陷於險危。故聖人立天下而〔『群書治要』〕『長短經』所引に従つて「天下」二字を補う。無刑死者、非〔『群書治要』〕『長短經』所引に従つて「可刑殺而」四字を補う。不刑殺也。行法令、明白易知、為置法官吏、為之師、以道之知。万民皆知所避就（「避就」二字を『群書治要』『長短經』所引に従つて「以」字に改める。）避禍就福、而皆以自治也。故明主因治而終治之。故天下大治也。

【訓読】

夫れ微妙意志の言は上智の難きところなり。夫れ法令繩墨を待たずして正しからざる無き者は、千万の一なり。故に聖人は千万を以て天下を治む。故に夫れ智者にして後、能く之れを知らば、以て法と為す可からず。民、尽くは知らず。賢者にして後、之れを知らば、以て法と為す可からず。民、尽くは賢ならず。故に聖人、民の為に法を作るに、必ず之れをして明白、知り易からしめ、名を正しからしめ、愚知をして徧く能く之れを知らしむ。為に法官を置き、主法の吏を置き、以て天下の師と為し、万民をして險危に陥いる無からしむ。故に聖人、天下に立ちて、天下に刑死する者無きは、刑殺すべくして刑殺せざるに非ざるなり。法令の明白にして知り易きを行い、為めに法官吏を置き、之れが師と為し、以て之れを知に道びく。万民、皆、禍を避け福に就く所以を知り、而して

皆以て自ら治むるなり。故に明主は治に因りて終に之れを治む。故に天下、大いに治まるなり。と。

【和訳】

そもそも奥深い意味を秘めた文言は、優れた智恵を持つ者でさえ、理解し難いものです。そもそも法令や墨繩に頼ることなく、いつでも正しく行動できる者は、千万人に一人です。故に聖人は千万人を基準にして天下を治めます。故に智者であつてはじめて理解できるのであれば、法律とすることはできません。民はすべて智者であるわけではないからです。賢者であつてはじめて理解できるのであれば、法律とすることはできません。民はすべて賢者であるわけではないからです。故に聖人は、民のために法律を作るに当たつて、必ず明白でわかりやすくして、法律用語を定義し、愚者も智者も誰もが理解できるようにします。法律のために法官を置き、法律を主る吏を置き、天下の師とし、万民が危険に陥らないようにします。故に聖人が天下に立つて、天下に刑死する者がいないのは、刑殺しなければならぬのに刑殺しないからではないのです。明白でわかりやすい法令を施行して、法律専門の官吏を置いて人民の師とし、人民を導いて法律を理解させます。すると万民は皆、禍いを避け福に向かう方法を知り、そして皆、身を修めるようになるのです。故に聡明な君主は、治まっている状態を土台にして治めるので、天下は大いに治まるのです。」

ここでは、人民が刑罰を避けることができるように、法律は誰にでも理解できるように定めなければならない、と述べられている。第二段では、官吏の横暴から人民を守るといふ、罪刑法定主義の目的の一つが示されているが、この第四段では、人民が刑罰を避けて罪を犯さないようにするといふ、罪刑法定主義のもう一つの目的が示されている



のである。

「微妙意志之言、上智之所難也。」という文は、『韓非子』五蠹の「微妙之言、上智之所難知也。」という文とよく似ている。「不待法令繩墨、而無不正者、千万之一也。」とあるが、『淮南子』主術訓に「不待禁誅、而自中法度者、万無一也。」という文が見られる。また、「智者而後能知之、不可以為法。民不尽知。賢者而後知之、不可以為法。民不尽賢。」という文は、『韓非子』八説の「察士然後能知之、不可以為令。夫民不尽察。賢者然後能行之、不可以為法。夫民不尽賢。」という文とよく似ている。

### 三 偽作の真価

以上、定分篇の文章を四段に分けて翻訳し、説明を加えた。第一段の「主法令之吏」が第二段では「法官」と表記されているので、第一段の文章と第二段の文章とは、もとはそれぞれ異なるテキストであった、と考えた。第一段には「天下之吏民」「天下正」「天子」の語がでてくる一方で「諸侯」の語は見られないが、第二段には「天子」「天下之吏民」の語の他に「諸侯郡県」「郡県諸侯」の語が出てくるから、第二段の文章は前漢時代に入ってから作られたのであろうが、第一段の文章は統一秦の時代に作られた可能性が残る。

第四段には「置法官、置主法之吏」とあって、「法官」の語と「主法之吏」の語との両方が出てくるから、第四段の文章は、第一段の文章と第二段の文章とを踏まえて作られた文章、即ち、第二段の文章よりも新しい文章であろう。第三段には、第四段と同じく「聖人」の語が見られ、「聖人」の語は第一段及び第二段には出てこないから、第三段の文章は、もとは第一段の文章及び第二段の文章とは異なるテキストであったのであろう。そして、第四段の文章と



はもとから一続きの文章であろう。

「法令者民之命也。為治之本也。所以備民也。智者不得過、愚者不得不及。」という文は、第二段の末尾の文である。『群書治要』卷三十六、『長短經』卷二・卷三、『太平御覽』卷六三八は「法令者民之命也。」から引用をはじめているが、そのような引用の仕方では、民が法令を盾に取って官吏の横暴から身を守ることができるところ、法令は民の命なのである、という趣旨が伝わらない。「吏民知法令者、皆問法官。」以下の、罪刑法定主義を表明する文章は、第二段に属するから、前漢時代に入ってから書き留められたものと考えなければならない。

張心激編『偽書通考』（民国叢書第三編所収。七七〇頁から一頁）が紹介する劉汝霖『周秦諸子考』は、定分篇は『慎子』や『韓非子』の文を使用している、とみなした上で、定分篇は秦漢人が法家の餘論を掇拾し、商君に偽託して作ったものである、と断定している。その通りである、と言わざるを得ない。しかし、定分篇には、犯罪と刑罰とを定めた法律をあらかじめ制定して人民に公開し、人民が法律を盾に取って官吏の不当な裁判から身を守ることができるとし、一方、人民が法律の網に知らないうちにひっかかることがないようにする、という罪刑法定主義を表明する文章が含まれているのである。実に『商君書』定分篇こそは、世界の偽作史上、最も価値のある偽作であると言っても大げさではないのである。